

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	有喜(早見、天神、中通、松里・有喜・鶴田)	令和4年1月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	234.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	130.56 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	86.20 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	48.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	26.52 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.49 ha
(備考) 早見、天神、中通の橋湾に面した南斜面の畑地帯については、大規模な圃場整備事業が行われており、ばれいしょ、にんじん、だいこんを中心とした作物が作付されている。また、鶴田の圃場整備済の水田では水稻が作付されている。しかしながら、圃場整備等がなされていない集落については圃場が狭小であり、作業効率も悪く、荒廃農地となっているものが多い。なお、中心経営体への集積率は、30.2%である。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・地区内耕地面積の36.8%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・中心経営体が引き受ける意向のある面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が約45ha多く、今後、荒廃農地などが増加していく可能性がある。
- ・大規模な圃場整備を行った集落と、そうでない集落の圃場の格差がある。
- ・小規模な圃場については、耕作者の高齢化や後継者不足により、荒廃農地となっている。
- ・農地が荒れることによって、有害鳥獣(イノシシ)の被害が増加している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・早見集落については、現在、大規模な圃場整備が行われており、事業の進捗にあわせて中間管理制度を活用し、中心経営体へ農地の集約を進めて行く。
- ・天神集落についても、圃場整備の状況にあわせて、中間管理制度の活用によって中心経営体へ農地の集約を進めて行く。
- ・中通集落も同様に、圃場整備の状況にあわせて、中間管理制度の活用によって中心経営体へ農地の集約を進めて行く。
- ・松里・有喜・鶴田集落については、現在、中心経営体が存在しないため、中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織の協力のもと、他の集落からの入り作(他集落の中心経営体)を進め、その後に中間管理制度を活用して農地の集約を行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集約を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営 面積 (ha)	経営作目	経営 面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	52 人		70.65		100.14		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、1筆、1,886㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 有喜南部地区を重点実施地区とし、土地改良区との連携により、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。</p>
<p>・基盤整備への取組方針 有喜南部地域においては、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、また露地野菜の産地として、農業機械の共同利用や高性能機械による省力化により、規模拡大を推進する基盤整備に取り組む。</p>
<p>・小規模圃場の保全 中山間地域等直接支払交付金対象集落、多面的機能支払交付金組織との連携により、小規模な圃場の保全を図りながら荒廃農地の発生を防止する。</p>
<p>・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	計	1,886		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。